

平成 16 年 7 月 28 日
預 金 保 険 機 構

理 事 長 談 話

1. 預金保険機構は、特別危機管理銀行である足利銀行から預金保険法第 129 条第 1 項の資産買取りに係る申込みを受けて、本日運営委員会を開催し、当該資産 51 億円（簿価 360 億円）の買取りを行う旨決定した（買取日は平成 16 年 8 月 23 日を予定）。
2. 本資産買取りについては、預金保険法附則第 10 条第 1 項に基づき当機構から整理回収機構に委託する。

以 上